

ふくしゅうのページ



「介護者のつどい」を開催しました

▲介護用食器類を手に取り、使い勝手を確認する参加者

2月23日に福島県男女共生センター及び岳温泉「陽日の郷あづま館」において、介護者のリフレッシュを目的とした「介護者のつどい」を開催しました。

男女共生センターでは、臨床心理士による「介護する家族の心のケア」と題した介護講座が行われた後、センター内に展示されている福祉機器を見学しました。その後の岳温泉では、昼食懇談会と日帰り入浴を行いました。

参加者同士が日頃の介護の状況や悩み、苦勞していることなどを話し合い、在宅介護に対する思いを共有する機会となりました。参加者からは「外出の機会が持てて良かった。避難生活では、周りに気を使いながらの生活、

狭いお風呂での入浴。今日は羽を伸ばせし足も伸ばしてお風呂に入れた。本当に久しぶりに伸び伸びできた」と感想を話していました。

この事業を行うことで、介護者である家族の心理面のサポート・介護負担の軽減・介護する環境の改善が期待されています。

来年度はより多くの方が参加できるよう、開催回数や開催場所を検討しています。開催が決まり次第、お知らせ版などでご案内します。その他、介護に関する相談は村地域包括支援センターまでお問い合わせください。

☎ 村地域包括支援センター (☎024-562-4214)



▲介護講座のようす



▲階段でも車いすが使える機器を見学

「届出避難場所証明書」の申請受け付けを開始しました

届出避難場所証明書 見本

避難住民	氏名 飯館 太郎 生年月日 昭和38年1月1日 性別 男 避難先市町村における住所 福島県相馬郡飯館村伊丹沢580番地の1 (避難前に居住していた住所)
避難場所	福島県福島市飯野町字後川10番地の2 当該避難場所における滞在開始日 平成23年6月22日

上記の避難場所は、東日本大震災における原子力発電所の事故による災害に対処するための避難住民に係る事務処理の特例及び住所移動者に係る措置に関する法律(平成23年6月12日法律第98号)第4条に基づき上記避難者住民から届出された避難住民に記載された避難場所に相違ないことを証明する。

平成 25 年 2 月 18 日
福島県相馬郡飯館村長 菅野 典雄

これまで避難先の居住地を証明するものがなかったため、携帯電話の契約や不在通知の郵便物を受け取ることも出来なかったりした問題を解消するために、村では東日本大震災による原子力発電所の事故によって住民票を移さずに避難されている方に対し、「届出避難場所証明書」を2月15日から発行しています。

●「届出避難場所証明書」とは
避難されている方から届出された避難場所に相違ないことを証明するものです。発行手数料は無料です。

【申請受け付けについて】

- 申請できる方…住民登録されている本人または本人と同一世帯の方（他の場合は委任状が必要です）
- ※「届出避難場所証明書」は用途が限られています。必要の有無を確認し、必要となった時点において申請してください。

＜窓口で受け取る場合＞

- 受付時間…午前8時30分から午後5時15分まで
※土・日曜日、祝日を除く
- 受付場所…飯館村役場飯野出張所 住民課住民係
- 申請に必要なもの
 - ①申請用紙（窓口にて備え付けてあります）
 - ②印鑑
 - ③本人確認ができるもの（運転免許証等）

＜郵便請求の場合＞

- 申請用紙は村ホームページからダウンロードできます。詳しくはホームページをご覧ください。（PDF形式）
<http://www.vill.iitate.fukushima.jp/saigai/wp-content/uploads/2013/02/f151b6fb34a0069bc7551519ccea3201.pdf>
- 注意事項
郵便申請が集中している場合、発送手続きまでに時間を要しますので、時間に余裕を持って申請してください。

お問い合わせ及び送付先 飯館村役場飯野出張所 住民課住民係
〒960-1301
福島県福島市飯野町字後川10番地の2 (☎024-562-4241 FAX 024-562-4411)